

豊中市バス利用の促進に係る対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が実施する地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日総計第97号、鉄財第368号、鉄業第102号、自旅第240号、海内第149号、空環第103号、以下「国土交通省要綱」という。）に定めるもののうち、地域公共交通バリア解消促進等事業に定めるバリアフリー化設備等整備事業及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日観産第690号、以下「観光庁要綱」という。）に定めるもののうち、交通サービスインバウンド対応支援事業に定める交通サービス利便向上促進事業に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「路線バス事業者」という。）が、市民に身近な公共交通としての路線バスの利用の促進を図るため、また、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために実施する事業を対象に、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、路線バス事業者が、豊中市内を運行する路線バスにノンステップバスを導入する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、豊中市内において路線バスを運行する路線バス事業者で、国土交通省要綱に基づき協議会の議論を経て生活交通ネットワーク計画を策定し、ノンステップバス導入補助金の交付申込みを行おうとする者若しくは行っている者又は、観光庁要綱に基づき事業実施計画を提出しようとする者若しくは提出した者。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、国土交通省要綱及び観光庁要綱（以下「国土交通省等要綱」という。）別表に規定する車両の移動等円滑化に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に、国土交通省等要綱別表に規定する経費補助率を乗じた額の1/2を限度とし、国の補助金額を超えず予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(補助金の交付申込み)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申込書（様式第1

号)により、市長に申込みをしなければならない。

- 2 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、事業実施予定年度の前年度の10月末日までに、事業の概要書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の申込書を受理したときは、その内容の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、この要綱の目的を達成するための必要な条件を付して、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきでないと認めた場合は、その理由を付して、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申込者に通知するものとする。

(申込みの取り下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申込みを取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申込みを取り下げることができる期間は、前条の規定による通知があった日から起算して30日以内とし、取り下げをしようとする補助事業者は、補助金交付申込取下届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

(計画の変更等の申込み)

第9条 補助事業者は、事情により当該補助金の申込みの内容を変更しようとするとき、又は補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業変更等申込書(様式第5号)により、市長に申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、補助事業変更等承認・不承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に決定の内容を通知するものとする。
- 3 前項の不承認の通知をする場合にあっては、その理由を付するものとする。

(完了報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は当該年度の末日までに補助事業完了報告書(様式第7号)に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(審査及び補助金額の確定通知)

第11条 市長は、前条の完了報告があった場合は、その内容の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業補助金確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適合させるための措置を補助事業者に命ずることができる。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 前条第 1 項の補助金の額の確定通知書を受けた補助事業者は、補助事業補助金請求書(様式第 9 号)により、市長に補助金の交付の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合は、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 偽り、その他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金をこの要綱に定める目的以外の用途に使用した場合
- (3) 第 14 条の報告の求め等に対し正当な理由もなく拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (4) 第 8 条の規定により申込みの取下げの届け出をした場合
- (5) 第 9 条の規定により補助事業の変更又は廃止の承認を受けた場合
- (6) 補助金の交付の決定に付した条件に違反した場合
- (7) その他この要綱に違反した場合

(事業に係る報告書)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業について随時報告を求め、指導し、又は調査することができる。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、第 13 条の規定により、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消し、その決定の内容を変更した場合、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業完了後 5 年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けようとする場合には、あらかじめ、補助事業財産処分申込書(様式第 10 号)により、市長に申し込まなければならない。

3 取得財産等を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させるものとする。

(関係書類の保管)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(補助金等交付規則)

第 18 条 この要綱による補助金の交付については、この概要に定めるもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和 57 年豊中市規則第 15 号）の定めるところによる。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 10 年 11 月 2 日から実施する。

(経過措置)

2 平成 10 年度分の補助金については、第 6 条第 2 項の規定は適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 平成 11 年度分の補助金については、第 6 条第 2 項の規定は適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 13 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 平成 23 年度分の補助金については、第 6 条第 2 項の規定は適用しないものとする。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 9 月 29 日から実施する。